

相談支援専門員現任研修の受講要件確認期間等について

別添資料 1

	:第1回更新期間				:第2回更新期間				:第3回更新期間				:第4回更新期間					
初任研 修了 初年度	年度																	
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
H20年度	初	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
21年度		初	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
22年度			初	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
23年度				初	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
24年度					初	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
25年度						初	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
26年度							初	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
27年度								初	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
28年度									初	29	30	1	2	3	4	5	6	7
29年度										初	30	1	2	3	4	5	6	7
30年度											初	1	2	3	4	5	6	7
R1年度												初	2	3	4	5	6	7
2年度													初	3	4	5	6	7
3年度														初	4	5	6	7
4年度															初	5	6	7
5年度																初	6	7
実務経験期間 (R7)																		

実務経験期間（R7）

相談支援従事者現任研修受講実務要件の証明方法について

1 初回の現任研修受講の場合

証明の期間の始期は、相談支援専門員として配置された旨を届け出た、変更届出書の変更年月日とする。

証明の期間の終期は、令和7年7月1日とする。この間に通算して2年以上の相談支援の業務に従事していることの証明が必要となる。

2 2回目以降の現任研修受講の場合であって、現に相談支援に従事している者の場合

証明の時点は7月1日現在とする。

3 2回目以降の現任研修受講の場合であって、現に相談支援に従事していない者の場合

証明の始期は、令和2年9月10日又は相談支援専門員として配置された旨を届け出た、変更届出書の変更年月日のより遅い日付とする。

証明の期間の終期は、令和7年7月1日とする。この間に通算して2年以上の相談支援の業務に従事していることの証明が必要となる。

※証明の終期を令和7年9月10日とすることで実務経験の期間が2年間となる場合には指定権者へ個別に相談してください。

※地域生活支援事業に関わる事業については、委託元である市町村（都道府県事業にあっては長野県）が認める場合に限定されているため、早めに相談するようにしてください。

1 の必要書類

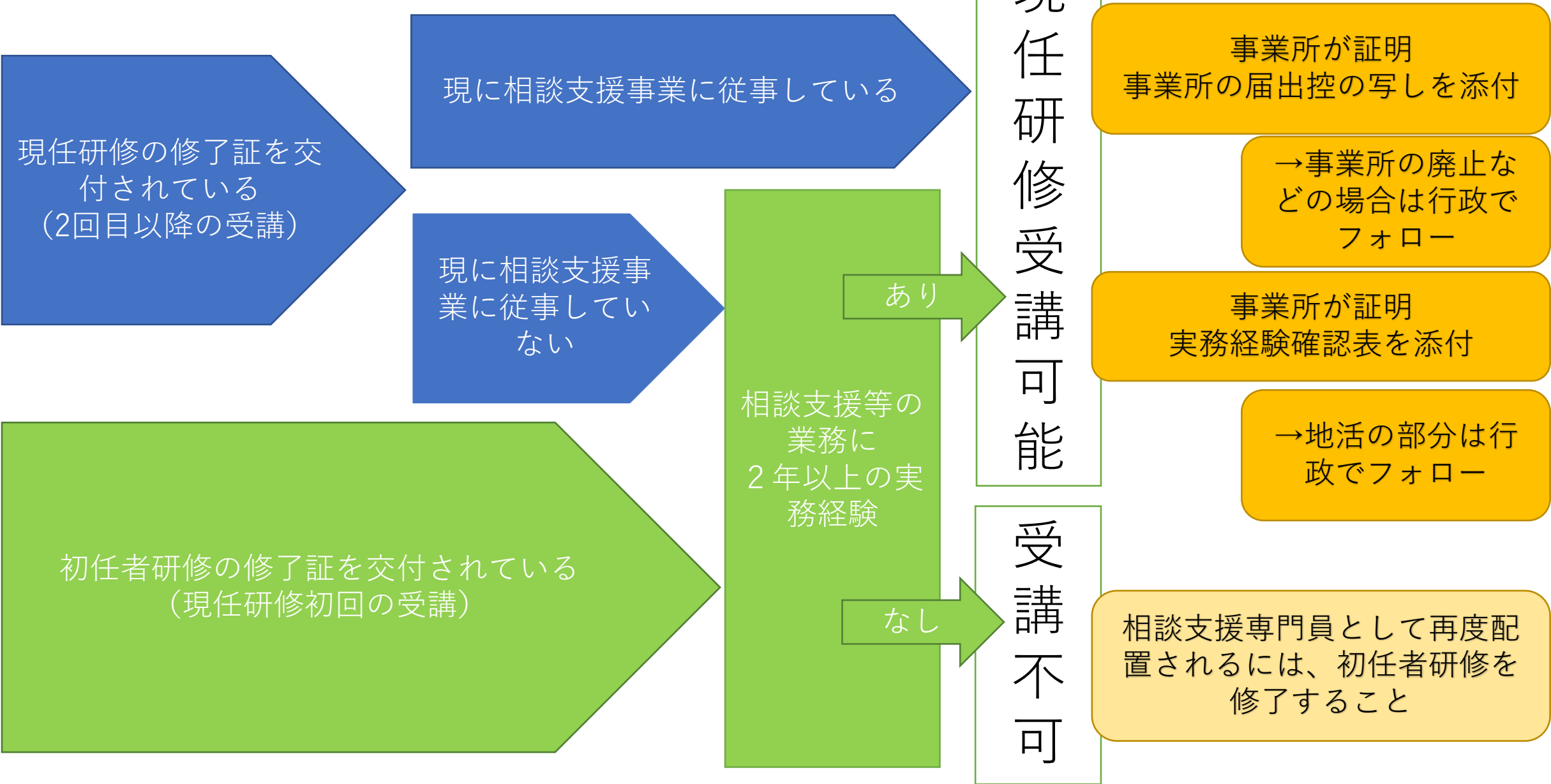
・配置の届出控えの写し ・初任者研修終了証 ・実務経験確認表

2 の必要書類

・配置の届出の控えの写し・直近の相談支援従事者研修（現任又は主任）修了証・実務経験確認表

3 の必要書類

・配置の届出の控えの写し ・直近の相談支援従事者研修（現任又は主任）修了証・実務経験確認表



「（現任研修の）実務経験に認められる相談支援等の業務」

- ①障害児相談支援事業
- ②特定相談支援事業
- ③一般相談支援事業（地域移行・地域定着）

- ④地域生活支援事業における障害者相談支援事業
- ⑤地域生活支援事業における基幹相談支援センター
- ⑥地域生活支援事業における相談支援に関する都道府県事業
- ⑦地域生活支援事業における相談支援に関する市町村事業

※④～⑦については当該業務を委託する自治体が認める場合に限る

「地域生活支援事業における相談支援に関する事業の例」

- ・地域生活支援拠点等における拠点コーディネーターの業務
- ・医療的ケア児支援センター
- ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- ・発達障害者支援センター
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・障害児等療育支援事業
- ・地域活動支援センター（Ⅰ型のみ）

※いずれも当該業務を委託する自治体が認める場合に限るため、実務経験確認表に市町村担当課（都道府県事業の場合には県担当課）から証明を受けてください。

障害者総合支援法における相談支援事業の体系

